

## 鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が鶴岡市指定給水装置工事事業者規程（平成17年鶴岡市企業管理規程第21号。以下「規程」という。）第7条各号のいずれかに該当する行為（以下「違反行為」という。）をした場合における指定工事事業者の指定の取消し及び指定停止の処分（以下単に「処分」という。）の基準及び手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語は、水道法（昭和32年法律第177号）、鶴岡市給水条例（平成17年鶴岡市条例第249号）及び規程の例による。

### (違反行為の調査、報告等)

第3条 水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、速やかにその事実関係について職員に調査させるものとする。

- 2 前項の規定により調査を行う職員は、調査において違反行為の事実が認められたときは、直ちに指定工事事業者に当該違反行為を是正するように指導するとともに、期限を定めて、てん末書の提出を求めるものとする。
- 3 第1項の規定により調査を行った職員は、当該指定工事事業者から前項のてん末書が提出されたとき又は同項で定めた期限までにてん末書が提出されなかったときは、速やかに違反行為調査兼報告書（様式第1号）を作成し、市長に報告するものとする。

### (処分の基準)

第4条 違反行為に対して行う処分は、別表第1に定める違反行為の区分に応じて、同表の処分基準の欄に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、違反行為について斟酌すべき特段の事情があるとき又は違反行為をした指定工事事業者が指導に従ったときは、別表第1に定める違反点数（当該違反行為が同表に定める違反行為の内容の2以上に該当するときは、それぞれの違反点数を合計した点数）に消滅していない過去の違反点数を加えた点数により、当該点数が100点に達するごとに、1箇月の指定停止を行うものとし、100点に満たないときは、違反行為警告書（様式第2号）により文書による警告を行うものとする。ただし、当該点数が600点を超えるときは、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の違反点数は、当該点数の付与された日から2年を経過した日をもって消滅する。ただし、処分を受けたときは、当該処分のあった日をもって消滅する。

(処分の効力の発効)

第5条 前条の規定による指定取消し又は指定停止の処分の効力は、第10条に規定する通知を行った日の翌日から生ずるものとする。ただし、処分を受ける指定工事事業者が他の違反行為による処分を受けている場合は、当該他の違反行為による処分の処分期間が経過する日の翌日から効力が発効するものとする。

(聴聞及び弁明等の機会の付与)

第6条 市長は、前条の規定により違反行為の内容が指定の取消しの処分に該当すると認めるときは、速やかに当該処分の対象となるべき者について、意見陳述のための聴聞の手続を行い、又は指定の停止の処分に該当すると認めるときは、弁明の機会を付与するものとする。

- 2 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 聴聞は、技術管理者が主宰する。
- 4 第2項の通知を受けた者は、聴聞の期限への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書(様式第4号)及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 5 技術管理者は、当該聴聞を終結したときは、聴聞調書(様式第5号)及び聴聞報告書(様式第6号)を作成し、市長に報告しなければならない。
- 6 第1項の弁明の機会の付与にあつては、弁明の機会の付与に関する通知書(様式第7号)により通知するものとし、期限を定めて弁明書(様式第8号)の提出を求めるものとする。
- 7 技術管理者は、前項の弁明書の提出の有無にかかわらず、弁明報告書(様式第9号)により、市長に報告しなければならない。
- 8 技術管理者は、前各項に定める意見陳述のための手続を終えたときは、第5項又は第7項に規定する報告書の内容を参酌して、違反行為に対する処分方針(案)(様式第10号)を作成しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、意見陳述のための手続に関しては、鶴岡市行政手続条例(平成17年鶴岡市条例第11号)の定めるところによる。

(審査委員会への報告)

第7条 技術管理者は、前条第8項の規定により、作成した処分方針(案)が、指定の取消し又は指定の停止のいずれかの処分に該当する場合は、速やかに規程第18条第1項に規定する鶴岡市上下水道部指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)に報告しなければならない。

(審査委員会)

第8条 審査委員会は、前条の報告を受けたときは、遅滞なく処分方針を決定するものとする。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 委員長 上下水道部長
  - (2) 委員 各課長、技術管理者
- 3 審査委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

4 審査委員会の事務局は、水道課に置く。

(処分の決定)

第9条 処分の決定は、審査委員会の審議結果を基に市長が行う。

(処分の通知)

第10条 処分の通知は、違反者（法人の場合は、その代表者）に通知書（様式第11号）により来庁を求め、処分通知書（様式第12号）を手渡しすることにより行うものとする。

(周知)

第11条 市長は、処分を行ったときは、規程第9条の規定により公示するとともに、関係機関に通知するものとする。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第12条 市長は、処分を行った場合において、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の故意による場合又は同一の主任技術者により繰り返し違反行為が行われた場合で、法第25条の5第3項の規定による厚生労働大臣の主任技術者免状返納命令の対象になり得る事案と判断したときは、厚生労働大臣に対してその旨を報告するものとする。

(処分後の給水装置工事の施工)

第13条 処分を受けた指定工事事業者は、新たに指定を受け、又は指定の停止の期間が満了するまでは、一切の給水装置工事を施工することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、承認を受けた給水装置工事であって竣工していないものに限って、施工させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指定工事事業者の違反行為に対する処分に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分実施要綱の廃止)

2 鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分実施要綱（平成17年10月1日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱は、この要綱の施行の日以後にした違反行為について適用し、同日前にした違反行為については、なお従前の例による。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要綱による改正後の鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱（以下、「新要綱」という。）第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた違反行為に対する処分について適用し、同日前にした違反行為に対する処分については、なお従前の例による。
- 3 新要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた違反行為について適用し、同日前にした違反行為については、なお従前の例による。